

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年9月16日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R〇. 〇/〇日付けで、国県市が、公金横領した事件に対して多面的事業に関する立会するに当たり、国から通告又は通知及び指導結果等を含む関係書類全部現在まで 農山漁村振興課、農林水産部〇〇」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年9月29日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「農林水産部〈〇〇〉は、国から直接通告等を受ける機関でないことから、当該公文書を保有していないため」とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年10月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年1月29日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

あるべき書類（〇総第〇〇号、農山第〇〇号）R〇 〇月〇日付けの公開日R〇. 〇. 〇（金）の公開時に〇総第〇〇号、農山第〇〇号であるとした公文書を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇総合県民局農林水産部〇〇（以下「農林水産部〇〇」という。）は、審査請求人が公開を求めている書類は、令和〇年〇月〇日に〇〇市役所において、国が〇〇〇〇の多面的機能支払交付金に係る確認作業を行うに当たって、国からの通告又は通知及び指導結果等を含む関係書類のうち農林水産部〇〇において保有するもの（以下「本件公文書」という。）であると特定したが、当該の書類は、国から直接通告等を受ける機関ではなく取得していないことから、本件公文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和3年 1月29日	諮問
令和7年 4月22日 第2部会（第22回）	審議
同 年 5月29日 第2部会（第23回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、農林水産部〇〇は国から直接通告等を受ける機関ではなく、本件公文書を取得していないことから不存在であるとのことである。

多面的機能支払交付金については、地方農政局等が多面的機能支払交付金実施要領に基づき、毎年度対象組織を抽出して、多面的機能支払交付金に係る書類や現地確認等を行い、適切な活動継続に向けての助言や指導を行う、いわゆる抽出検査が行われている。

実施機関に確認したところ、令和〇年〇月〇日に〇〇市役所で行われた多面的機能支払交付金の確認作業は、〇月に県と市が実施した検査の事実確認を行ったものであ

り、令和〇年度における国の抽出検査には該当しないとのことである。

以上により、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、不存在であるとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	